四八二　パキスタン・イスラム共和国における女性専用交通整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二〇　五
四八三　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のニウエによる批准に関する件　二一　五
四八四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　二一　五
四八五　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のセントルシアによる批准に関する件　二一　五
四八六　租税に関する相互行政支援に関する条約第六条の規定に基づく自動的な情報の交換に関する日本国政府とスイス連邦政府との間の書簡の交換に関する件　二二　四
四八七　食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　四
四八八　武器貿易条約への締約国の追加に関する件　二六　六
四八九　中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　七
四九〇　南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　七
四九一　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二六　七
四九二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正に関する件　二七　三
四九三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の効力発生に関する件　二八　七五
〇財務省
三四四―三四六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　二
三四七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　四
三四八―三四九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　四
三五〇―三五七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　四
三五八―三六〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　二〇
273　271　271　271　288
三六一　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　九　一一
特43
三六二　租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件　一二　六
三六三　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二〇　五
三六四　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二二　五
三六五　中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件の一部を改正する件　二二　五
三六六　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二七　四
三六七　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二七　四
三六八　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの輸入数量を告示する件　二八　七
三六九　平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二八　七
三七〇　平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　七
三七一　平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二八　七
〇財務省、農林水産省
二八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五
二九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五
三〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五
〇文部科学省
一七五　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一　四
一七六　学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件　九　四